

1 各種申請書類等の入手方法

県ホームページから建設業許可、経営事項審査、入札参加資格申請等に関する様式等をダウンロードすることができます。

1. 県庁ホームページ(トップページ)



2. 公共事業・建築・土木



3. 建設業関係事務手続のご案内

目的の項目をクリックしてください

許可

経審

入札参加資格

浄化槽工事業

解体工事業

住宅瑕疵担保履行法

1.建設業許可に関すること

建設業の許可を取得するには、要件を満たした上で、必要書類を提出する必要があります。

また許可取得後も申請内容に変更（代表者が交代した場合など）変更届の提出が必要です。

- 許可の要件を知りたい
- 申請書や変更届の様式が欲しい・記入例を

建設業許可業者名簿（令和4年3月末時点）

	建設業許可業者索引	建設業許可業者名簿
土庫許可	PDF 土庫索引 (PDF: 6KB)	PDF 土庫名簿 (PDF: 12KB)

許可

● 浄化槽工事業の登録について

● 【住宅瑕疵担保履行法】資力確保措置の状況に関する届出について

● 令和4年測量士・測量士補国家試験受験願書について

● 中堅・中小建設企業向け海外進出セミナー（宮崎会場）開催について

● 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパス開催について

● 【住宅瑕疵担保履行法】資

● 経営事項審査

目的の項目を選択し、書類のダウンロードや必要な情報を閲覧してください。

2 建設業許可

2_1 建設業の許可

1 建設業の許可と種類

1 建設業とは

「建設業」とは、元請、下請を問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

「建設工事」とは、土木建築に関する工事で、次の**29業種**に分かれています（業種の詳細はP18～P21を参照）。

土木工事業	電気工事業	板金工事業	電気通信工事業
建築工事業	管工事業	ガラス工事業	造園工事業
大工工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	塗装工事業	さく井工事業
左官工事業	鋼構造物工事業	防水工事業	建具工事業
とび・土工工事業	鉄筋工事業	内装仕上工事業	水道施設工事業
石工事業	舗装工事業	機械器具設置工事業	消防施設工事業
屋根工事業	しゅんせつ工事業	熱絶縁工事業	清掃施設工事業
平成28年6月新設 →			解体工事業

2 建設業の許可

建設業を営もうとする者は、29種類の業種ごとに許可を受ける必要があります。ただし、「軽微な建設工事」のみを営業する場合は、必ずしも許可を受ける必要はありません。

〈「軽微な建設工事」※許可を必要としないもの〉

建築一式工事 (次のいずれかに該当する工事)	○1件の請負代金が1,500万円未満の工事 ○延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事
建築一式工事以外の工事	1件の請負代金が500万円未満の工事

※ 一つの工事を2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額となります。（工事現場や工期が明らかに別である等、正当な理由に基づく場合を除く）

※ 上記請負代金の額は、すべて消費税及び地方消費税を含みます。

また、注文者が材料を提供する場合、請負代金の額は材料費（市場価格）、運送費を含めた額で判断します。

3 許可の区分

(1) 知事許可と大臣許可

知事許可	県内だけに営業所を設置する場合
大臣許可	2以上の都道府県に営業所を設置する場合

(注) 営業所とは、建設工事の請負契約を締結する事務所（営業所技術者等配置などの要件があります。）をいい、単なる登記上の支店や工事事務所等は該当しません。

(2) 一般建設業と特定建設業

下請契約の規模等により、業種ごとに一般建設業と特定建設業に区分されます。なお、同一業種について一般と特定の両方の許可を取得することはできません。

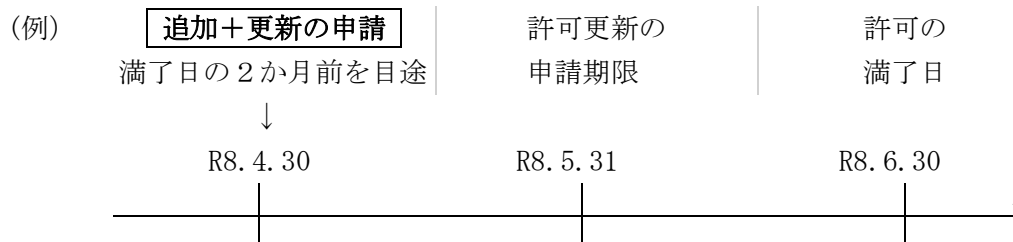
特定建設業の許可	発注者から直接請け負った1件の工事代金について、5,000万円（建築工事業の場合は8,000万円（消費税及び地方消費税を含む。））以上となる下請契約（下請契約が2以上あるときは、下請代金の総額）を締結する場合
一般建設業の許可	上記以外

4 許可の有効期間

許可の有効期間は5年間です。それ以後も引き続き建設業を営もうとする場合は、許可の有効期間が満了する**30日前までに、更新の手続**を取る必要があります。

なお、更新の申請は、有効期間が満了する3か月前から受け付けています。

また、更新と併せて業種追加の申請を行う場合は、許可の満了日の2か月前を目途として申請書を提出してください。



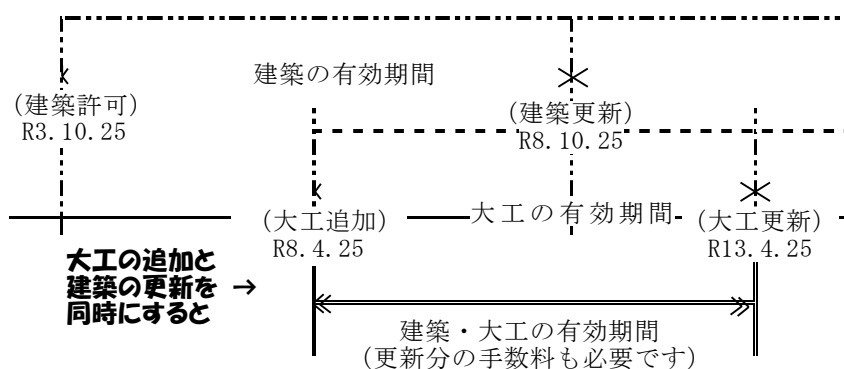
◎ 有効期間の調整

途中で業種を追加すると、その追加業種の有効期間は新たに5年間となります。

このような場合、有効期間が複数存在することになりますが、他業種の更新を同時に行うことにより、有効期間を調整（一本化）することができます。

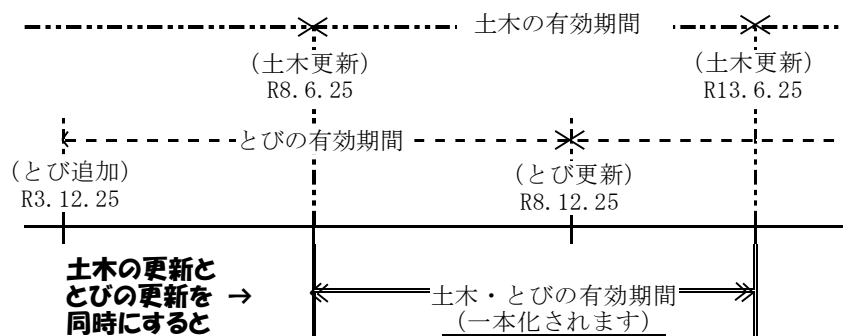
〔例1：業種追加+更新〕

R 3. 10. 25 に『建築工事業』の許可を受けていて、
R 8. 4. 25 に『大工工事業』の許可を追加する場合



〔例2：更新（+更新）〕

R3. 6. 25 に『土木工事業』の許可を受けていて、
R3. 12. 25 に『とび・土工事業』の許可を追加した場合



5 許可の基準（許可を受けるための要件の概要）

		一般建設業	特定建設業
1 経営業務の管理を適正に行うに足りる能力	① 常勤役員等（経営業務の管理責任者等）	建設業者として次のいずれかに該当する体制を有すること イ 常勤役員等（法人である場合は常勤役員、個人である場合にはその者または支配人）のうち1人が次のいずれかに該当する者であること （1） 建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者 （2） 建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る）として経営業務を管理した経験を有する者 ※1 （3） 建設業に関し、6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者 ※1 ロ 常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における5年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、労務管理の経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること （1） 建設業に関し、2年以上の役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理及び業務運営の業務を担当する者に限る）としての経験を有する者 ※1 （2） 5年以上の役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者※1 ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定した者	
	② 社会保険等	社会保険（健康保険、厚生年金保険）及び雇用保険に関し、適用事業所に該当する全ての営業所についてその旨を届け出ていること	
2 営業所技術者等	営業所ごとに次のいずれかに該当する専任の技術者がいること		
	許可を受けようとする業種の工事について イ 指定学科（P 30表）を卒業後3年又は5年以上の実務経験を有する者 ロ 10年以上の実務経験を有する者 ハ イ、ロと同等以上の知識・技術・技能を有すると認められた者 （別表（二）P 23～25の資格を有する者）	許可を受けようとする業種の工事について イ 一定の国家資格等を有する者 ロ 左欄のイ～ロのいずれかに該当し、かつ、4,500万円以上の元請工事について2年以上指導監督的な実務経験を有する者（※2） ハ イ、ロと同等以上の能力を有すると認められた者 ※2 指定建設業（土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園）については、上記“ロ”の要件では専任技術者として認められません。	
3 誠実性	法人、法人役員等、個人事業主、支配人、支店長・営業所長について、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと		
4 財産的基礎	次のいずれかに該当すること イ 自己資本が500万円以上あること ロ 500万円以上の資金調達能力があること ハ 直近5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること		次の全てに該当すること イ 欠損の額が資本金の20%を超えないこと ロ 流動比率が75%以上であること ハ 資本金が2,000万円以上で自己資本が4,000万円以上であること

※1 1-①-イの(2)又は(3)、ロの(1)又は(2)に該当する場合は、事前に管理課へ相談ください。

6 建設業認可申請（譲渡及び譲受け・合併・分割、相続）

(1) 認可制度の概要

令和2年10月1日施行の建設業法改正により、建設業許可に関する事業承継及び相続に関する制度が新設されました。

この承継制度により、事業承継等を行う場合は承継日前にあらかじめ認可を受けることで、空白期間を生ずることなく許可を受けた建設業者としての地位を承継することが可能になりました。また、相続についても、許可を受けている個人の死亡後30日以内に申請し認可を受けることで、その相続人が建設業の許可を承継することが可能です。

ただし、いずれの場合も承継者等が経營業務の管理責任者や営業所技術者等を配置する等の許可の要件を満たす必要があります。

(2) 認可制度の種類

- ① 譲渡及び譲受け（個人→個人、個人→法人、法人→個人、法人→法人）
- ② 合併（吸収合併、新設合併）
- ③ 分割（吸収分割、新設分割）
- ④ 相続（個人の相続）

(3) 許可番号

- ・ 許可業者が許可を受けていない建設業者に承継される場合は、被承継者（被相続人）の許可番号が引き継がれます。
- ・ 複数の許可業者間で承継が行われる場合は、被承継者と承継者の許可番号のいずれかを選択できます。

(4) 許可の有効期間

- ① 事業承継等（譲渡及び譲受け・合併・分割）の場合
事業承継等の効力発生日の翌日から起算して5年
- ② 相続の場合
認可日の翌日から起算して5年

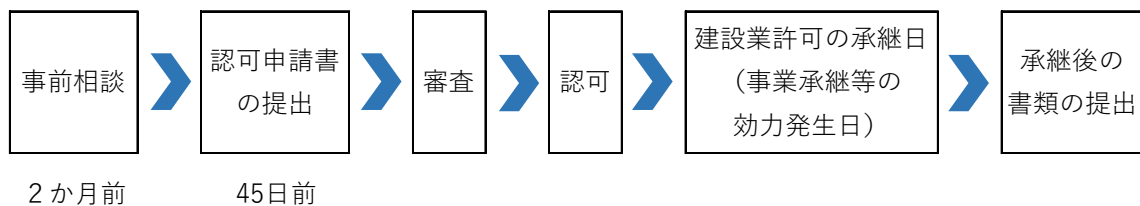
(5) 認可の基準（認可を受けるための要件の概要）

認可を受ける場合には、以下の全てに該当している必要があります。

- ① 【事業承継等】事業承継等の効力発生日前までに認可を受けること
【相続】被相続人の死後30日以内に申請を行い、認可を受けること
- ② 被承継者（被相続人）の建設業の全部を承継すること
- ③ 被承継者（被相続人）が一般（特定）建設業の許可を受けている業種について、承継者（相続人）が特定（一般）建設業の許可を受けていないこと

(6) 申請の手順

① 申請の流れ



② 事前相談

認可申請が見込まれる場合は、承継予定日のおよそ2か月前までに管理課へご相談ください。

相続の場合は、被相続人の死亡後30日以内が申請の期限となりますので、早めにご相談ください。

③ 申請書の提出

ア 提出書類

認可申請書及び添付書類一覧表(P13)のとおり

イ 提出先

管轄の土木事務所又は西臼杵支庁

ウ 提出部数

正本1部、副本2部 ※ 電算用紙は不要

エ 手数料

手数料はかかりません。

④ 承継後に提出すべき書類

認可申請に必要な書類の一部は、承継後に提出する書類があります。提出期限内に求められた書類が提出されない場合、認可取消し処分の対象となるため、期限内の提出をお願いします。

詳細は、県ホームページに掲載している【建設業認可申請の手引き】をご覧ください。

(7) 個人事業主の事業承継について

個人事業主が後継者に事業を承継する場合は、認可（譲渡及び譲受け）を受けることにより、廃業せずとも許可を承継できますが、許可の要件である常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の経営経験が求められます。

このため、後継者への事業の承継を検討されている場合は、後継者を支配人登記するなど、早めに対応されることをお勧めします。

2 許可の手続

1 申請の区分

申 請 区 分		手数料
1 新規	現在有効な許可を受けていない者が、新たに許可申請をする場合（法人成り、個人成り、許可切れを含む）	9 万円
2 許可換え新規	大臣又は他都道府県知事の許可から宮崎県知事の許可に切り替え申請する場合	9 万円
3 般・特新規	一般〔特定〕建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定〔一般〕建設業の許可を申請する場合	9 万円
4 業種追加	一般〔特定〕建設業の許可を受けている者が、他の業種について一般〔特定〕建設業の許可を申請する場合	5 万円
5 更新	有効期間満了前に更新する場合	5 万円
6 般・特新規 ＋業種追加	3 と 4 を同時に申請する場合	1 4 万円
7 般・特新規 ＋更新	3 と 5 を同時に申請する場合	1 4 万円
8 業種追加 ＋更新	4 と 5 を同時に申請する場合	1 0 万円
9 般・特新規 ＋業種追加 ＋更新	3 と 4 と 5 を同時に申請する場合	1 9 万円

（注）申請手数料は、一般又は特定建設業の一方のみを申請する場合の金額です。

両方申請する場合はもう一方の手数料分が加算されます。

（例） ・ 一般と特定の両方を更新 1 0 万円

・ 一般の更新＋特定の追加 1 0 万円

・ 一般と特定の両方を更新＋一般の追加 1 5 万円

・ 一般と特定の両方の新規 1 8 万円

なお、上記手数料は手続 1 回当たりの金額であり、申請業種がいくつであっても変わりません。

上記の許可申請ではなく、許可を受けた地位の承継（①事業承継〔譲渡・譲受け、会社の合併、分割〕または②相続の認可）の場合は申請手数料は必要ありません。

2 申請の手順

(1) 申請書類の入手方法

許可申請書類は、宮崎県庁のホームページからダウンロードしてください。(P 1、2 参照)。申請書類の配布は行っておりません。

(2) 申請書の提出 (最新の申請様式以外は受け付けません)

① 提出先

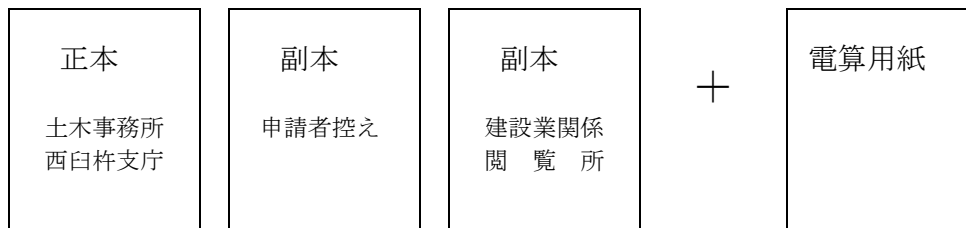
申請者は、管轄の土木事務所又は西臼杵支庁に申請書類を提出してください。(郵送での受付はしていません。) (各事務所の連絡先は、テキスト裏表紙を参照)

② 提出部数

正本 1 部、副本 2 部、電算用紙 1 部です (部数不足は受け付けません)。

※ 正本は添付書類含めて全て原本。副本と電算用紙は正本のコピーで可。

ただし、様式第 1 号別紙三の証紙添付欄については、副本の添付は不要です。



※ 電算用紙が必要な様式は次のとおりです。なお、更新の場合は、様式第 1 号のみ提出が必要で、それ以外の電算用紙は省略可能です。

- | | |
|----------|-------------------------|
| ・様式第 1 号 | 建設業許可申請書 |
| ・別紙二(1) | 営業所一覧表 (新規許可等) |
| ・様式第 7 号 | 常勤役員等 (経營業務の管理責任者等) 証明書 |
| ・様式第 8 号 | 営業所技術者等証明書 (新規・変更) |

③ 申請書のとり方

ア 申請書類は左側 2 穴の紐とじで提出してください。紙ファイルにとじて提出する必要はありません。

イ 建設業許可申請受付票を作成の上、申請書の 1 枚目に添付してください。

④ 申請手数料の納入方法

手数料は、宮崎県の収入証紙を別紙三 (収入証紙貼付書) にあらかじめ貼付してください。(収入印紙ではありません。)

なお、新規 (許可換え新規、般特新規を除く) の場合は、全ての審査が終了した後貼付してください。

⑤ 書面審査及び営業所の実態調査

申請内容の審査に当たり、必要に応じて申請書類以外の資料の提出を求めたり、営業所の実態等について調査 (面接) を行うことがあります。

◎ 新規許可申請時における面接の実施について

新規許可申請においては、申請書類の内容確認及び許可取得後の手続きや建設業法上の注意事項等の説明のために、面接を実施します。

＜面接時に持参いただくもの＞

- ① 経營業務の管理責任者や営業所技術者等の経験確認のために必要な、過去の工事契約書等
- ② 常勤性を確認するための確認資料
- ③ 財産的基礎を確認するための、500万円以上の残高証明書（金融機関発行）
※ 3か月以内に発行されたもの（一般建設業のみ）
- ④ 営業所の写真（外観全景、事務所入り口、事務所内部全景）

※ デジタルカメラの画像を普通紙にカラー印刷したもので可

申請内容によって確認資料は異なりますので、必要に応じて上記以外の資料を求めることがあります。

◎ 許可申請時の確認資料について

許可申請（新規、業種追加、更新）の際は、P12 の申請書類のほか、以下の確認資料を提出してください。

ただし、初めて許可を申請する場合（新規申請）は面接時に確認するので、申請時の提出は不要です。

＜常勤性の確認資料（「経營業務の管理責任者」「営業所技術者等」＞

健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し（直近のもの）

※ 業種追加申請は追加する業種の営業所の専任技術者のみ。

※ 個人事業主の代表者が兼ねている場合は確認資料は不要です。

※ 75歳以上の方や保険適用除外の場合は、下記のいずれかを提出してください。

- ① 住民税特別徴収税額通知書の写し
- ② 出勤簿・賃金台帳の写し及び誓約書（様式は任意のもので構わない）

＜営業所の確認資料＞

営業所（本店及び支店等）の写真（3か月以内に撮影したもの）

※ 業種追加申請は不要です。

※ デジタルカメラの画像を普通紙にカラー印刷したもので可

- ① 外観全景 （許可票、看板等が確認できるもの）
- ② 入口付近 （表札等を確認できるもの）
- ③ 内部全景 （電話、机、什器備品等を確認できるもの）
- ④ 建設業の許可票 （P110 参照。標識の記載内容が判読可能なもの）

3 建設業許可・経営事項審査の電子申請

令和5年1月から建設業許可や経営事項審査の電子申請が可能となりました。

(1) 電子申請ができる手続

- ・ **建設業許可申請（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新）**

※ 認可申請（譲渡及び譲受け・合併・分割・相続）は、電子申請の対象外です。
従来どおり紙による申請をお願いします。

- ・ **変更届（決算変更届含む）**
- ・ **廃業届**
- ・ **経営事項審査申請**

(2) 電子申請システム関連サイト

- ・ **建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）**

建設業 電子申請

検索

<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

電子申請はこちらのサイトにログインし申請してください。

- ・ **電子申請システム操作マニュアル**

建設業 電子申請マニュアル

検索

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

システム操作マニュアルや動画説明は、こちらの国土交通省HPでご確認ください。

- ・ **GビズID**

電子申請システムの利用には、デジタル庁が発行するGビズIDの取得が必要です。

GビズID

検索

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

- ・ **建設業許可電子閲覧システム**

電子申請された許可申請や届出は、建設業許可電子閲覧システムで閲覧できます。
ただし、閲覧対象は電子申請されたものに限りです。

<https://prod-internet.jcip.mlit.go.jp/Client/>

(3) システムに関するお問合せ

システムに関するお問合せは、下記により電話又はメールにてお願いします。

- ヘルプデスク（受付時間：平日9時～17時）

電話番号：0570-033-730

- メールによるご照会

電子申請システム内の「お問い合わせ画面」によりお願いします。

(4) 本県における取扱い

申請手数料は、従来どおり収納証紙を取扱店により購入し、所定の様式に添付して、管理課への持参・郵送（書留に限る）、または管轄の土木事務所等への持参により提出してください。

なお、手数料はシステムで手数料納付の指示を受けた後に提出してください。

建設業許可及び経営事項審査の通知書は、従来どおり紙により郵送します。

4 建設業許可申請書及び添付書類一覧

様式番号	書類の名称	①新規	②許可換え新規	③般特新規	④業種追加	⑤更新	⑥般特新規+業種追加	⑦般特新規+更新	⑧業種追加+更新	⑨般特新規+業種追加+更新	備考
○…必須提出書類 △…提出済みの書類から変更がなければ省略可能 ●…更新をする建設業種に関しては省略可能 □…該当する書類を提出(以下の①、②の区分に応じて必要書類の提出が必要) ①規則第7条第1号イに該当 → 第7号、第7号別紙 ②規則第7条第2号ロに該当 → 第7号の2、第7号の2別紙一・二											
	建設業許可申請受付票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙一	役員等の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注1>
別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	—	○	○	○	○	
別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	—	—	—	—	○	—	○	○	○	
別紙三	収入証紙貼付書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙四	営業所技術者等一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第2号	工事経歴書	○	○	○	○	—	○	●	●	●	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	—	○	○	○	○	
第4号	使用人数	○	○	○	○	—	○	○	○	○	
第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注2>
	身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注2>
第7号	常勤役員等(経営等)証明書	□	□	□	□	□	□	□	□	□	<注3>
別紙	常勤役員等の略歴書	□	□	□	□	□	□	□	□	□	<注3>
第7号の2	常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者の証明書	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
別紙一	常勤役員等の略歴書	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
別紙二	常勤役員を直接に補佐する者の略歴書	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
	組織図	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の領収書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	○	○	—	○	●	●	●	
	技術検定合格証明書等の資格証明書	○	○	○	○	—	○	●	●	●	
第9号	実務経験証明書	○	○	○	○	—	○	●	●	●	<注4>
	卒業証明書	○	○	○	○	—	○	●	●	●	<注5>
第10号	指導監督的実務経験証明書	○	○	○	○	—	○	●	●	●	<注6>
	監理技術者資格者証の写し	○	○	○	○	—	○	●	●	●	<注7>
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注8>
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注9>
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注10>
	定款【法人】	○	○	○	○	△	○	○	○	○	<注11>
第14号	株主(出資者)調書【法人】	○	○	—	—	△	—	△	△	△	
第15号	貸借対照表【法人】	○	○	△	—	—	△	△	—	△	<注12>
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書【法人】	○	○	—	—	—	—	—	—	—	
第17号	株主資本等変動計算書【法人】	○	○	—	—	—	—	—	—	—	
第17号の2	注記表【法人】	○	○	—	—	—	—	—	—	—	
第17号の3	附属明細書【法人】	○	○	—	—	—	—	—	—	—	<注13>
第18号	貸借対照表【個人】	○	○	—	—	—	—	—	—	—	
第19号	損益計算書【個人】	○	○	—	—	—	—	—	—	—	
	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	○	○	△	○	○	○	○	<注14>
第20号	営業の沿革	○	○	—	—	○	—	○	○	○	
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	—	—	△	—	△	△	△	
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	—	—	△	—	△	△	△	
	納税証明書(県税の納付すべき税額、納付した税額、未納額がわかるもの)	○	○	—	—	—	—	—	—	—	
	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(社会保険適用除外の場合は住民税特別徴収税額通知書の写し、又は出勤簿+賃金台帳+誓約書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	営業所の写真(外観、入口、内部、許可票の4点が確認できるもの)	○	○	○	—	○	○	○	○	○	

※技術関係職員名簿の様式は提出不要となりました。

- 注1 個人事業者であっても、常勤役員等(経営等)については記載が必要です。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を含みます。
- 注2 個人の場合は事業主及び支配人、法人の場合は役員及び令3条使用人全員のものがが必要です。(3ヶ月以内に発行されたものに限る)
- 注3 「第7号及び別紙」もしくは「第7号の2及び別紙一・二、組織図」のいずれかが必要です。
- 注4 指定学科卒業+実務経験や10年以上の実務経験等、証明が必要な場合のみ提出してください。
- 注5 指定学科卒業+実務経験の場合のみ提出してください。
- 注6 特定建設業で2級相当の資格者を監理技術者等として認定する際に必要です。
- 注7 監理技術者資格者証の写しにより、営業所技術者等証明が可能です。
- 注8 法人で主たる営業所のみの場合(支店その他の営業所がない場合)、個人で支配人がいない場合は、省略可能です。
- 注9 経営業務の管理責任者である常勤役員等は、作成不要です。
- 注10 役員等が令3条使用人を兼ねている場合は、省略できます。
- 注11 新規、業種追加については、定款及び登記の「目的」欄に当該工事に関する記述が必要です。
- 注12 新たに特定建設業の許可を受ける場合は、貸借対照表の添付が必要です。
- 注13 資本金の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債額が200億円以上の株式会社(特例有限会社を除く)は必要です。
- 注14 登記事項証明書は3ヶ月以内に発行されたものに限ります。なお、個人事業者の場合は支配人の設置がある場合のみ必要になります。

5 認可申請書(事業承継(譲渡、合併、分割)または相続)及び添付書類一覧

様式番号	書類の名称	譲渡	合併	分割	相続	備考
	☐…必須提出書類 ☐…該当する書類を提出(以下の①、②の区分に応じて必要書類の提出が必要) ①規則第7条第1号イに該当 → 第7号、第7号別紙 ②規則第7条第2号ロに該当 → 第7号の2、第7号の2別紙一・二					
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	○	—	—	—	
第22号の6	誓約書(健康保険等に関する届出について)	○	○	○	—	
第22号の7	合併認可申請書	—	○	—	—	
第22号の8	分割認可申請書	—	—	○	—	
第22号の10	相続認可申請書	—	—	—	○	
第22号の11	誓約書(健康保険等に関する届出について)	—	—	—	○	
別紙一	役員等の一覧表	○	○	○	—	<注1>
別紙二	営業所一覧表	○	○	○	○	<注2>
別紙三	営業所技術者等一覧表	○	○	○	○	<注3>
第2号	工事経歴書	○	○	○	○	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	
第4号	使用人数	○	○	○	○	
第6号	誓約書	○	○	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	○	○	<注4>
	身分証明書	○	○	○	○	<注4>
第7号	常勤役員等(経管等)証明書	□	□	□	□	<注5>
別紙	常勤役員等の略歴書	□	□	□	□	
第7号の2	常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者の証明書	□	□	□	□	
別紙一	常勤役員等の略歴書	□	□	□	□	<注5>
別紙二	常勤役員を直接に補佐する者の略歴書	□	□	□	□	
	組織図	□	□	□	□	
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	<注6>
	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の領収書等	○	○	○	○	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	○	○	
	技術検定合格証明書等の資格証明書	○	○	○	○	
第9号	実務経験証明書	○	○	○	○	<注7>
	卒業証明書	○	○	○	○	<注8>
第10号	指導監督の実務経験証明書	○	○	○	○	
	監理技術者資格者証の写し	○	○	○	○	
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	<注9>
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	<注10>
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	<注11>
	定款 【法人】	○	○	○	—	
第14号	株主(出資者)調書 【法人】	○	○	○	—	
第15号	貸借対照表 【法人】	○	○	○	○	
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書 【法人】	○	○	○	○	
第17号	株主資本等変動計算書 【法人】	○	○	○	○	
第17号の2	注記表 【法人】	○	○	○	○	
第17号の3	附属明細書 【法人】	○	○	○	○	
第18号	貸借対照表 【個人】	○	○	○	○	
第19号	損益計算書 【個人】	○	○	○	○	
	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	○	○	<注12>
第20号	営業の沿革	○	○	○	○	
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	○	○	
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	○	○	
	納税証明書(県税の納付すべき税額、納付した税額、未納額がわかるもの)	○	○	○	○	
	譲渡・合併・分割契約書	○	○	○	○	<注13>
	株主総会若しくは社員総会の議事録等 【法人】	○	○	○	○	<注14>
	戸籍謄本若しくは除籍謄本 【個人】	—	—	—	○	
	相続人同意書 【個人】	—	—	—	○	

注1 個人事業者であっても、常勤役員等(経管等)については記載が必要です。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を含みます。

注2 相続の場合はこの様式が別紙一となります。

注3 相続の場合はこの様式が別紙二となります。

注4 個人の場合は事業主及び支配人、法人の場合は役員及び令3条使用人全員のものがが必要です。(3ヶ月以内に発行されたものに限り)

注5 「第7号及び別紙」もしくは「第7号の2及び別紙一・二、組織図」のいずれかが必要です。

注6 認可日から2週間以内に提出

注7 指定学科卒業＋実務経験や10年以上の実務経験等、証明が必要な場合のみ提出してください。

注8 指定学科卒業＋実務経験の場合のみ提出してください。

注9 法人で主たる営業所のみの場合(支店その他の営業所がない場合)、個人で支配人がいない場合は、省略可能です。

注10 経営業務の管理責任者である常勤役員等は、作成不要です。

注11 役員等が令3条使用人を兼ねている場合は、省略できます。

注12 登記事項証明書は3ヶ月以内に発行されたものに限りです。なお、個人事業者の場合は支配人の設置がある場合のみ必要になります。

注13 新設分割の場合は、分割計画書

注14 譲渡、合併、分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

3 許可を受けた後の届出等

1 変更等の届出

許可を受けた後、許可の内容に変更が生じた場合には、下表に掲げる区分に従って変更等の書類を法定提出期限内に管轄の各土木事務所又は西臼杵支庁に提出しなければなりません（郵送での受付はしていません）。

書類の提出部数は、許可申請書と同じく正本 1 部、副本 2 部、電算用紙 1 部です。

また、正本・副本はホッチキス留めで提出してください。（部数不足は受け付けません）

変更等の届出事項と提出書類

※_____は電算用紙が必要な様式

No.	変更事項	届出書様式及び添付書類	法定 期限
1	商号・名称	①変更届出書第一面（様式第 22 号の 2） ②履歴事項全部証明書（商業登記簿）（法人の場合）※有限会社等から株式会社等への組織変更は、名称変更で可能（個人成り、法人成りは変更届ではなく、許可の再申請又は認可申請が必要）	事 実 の 発 生 か ら 30 日 以 内
2	営 業 所 （本社・ 支店の住 所）	①変更届出書（様式第 22 号の 2） ※従たる営業所の変更・追加の場合は第二面も必要 ②許可申請書別紙二（2） ③履歴事項全部証明書（商業登記簿）（法人の場合） ④県又は市町村に提出した法人（営業所）設置届の写し ※ただし登記で確認できる営業所の変更・追加の場合は添付不要 ⑤営業所の写真（外観、入口、内部、許可票の 4 点が確認できるもの） ※従たる営業所の追加の場合は No. 7、9 の届出も必要	
	従たる営 業所の削 除	①変更届出書（様式第 22 号の 2）（第二面も） ②許可申請書別紙二（2） ※No. 9 の届出（削除）も必要	
3	資本金額	①変更届出書第一面（様式第 22 号の 2） ②株主（出資者）調書（様式第 14 号） ③履歴事項全部証明書（商業登記簿）	
4	役員等	①変更届出書第一面（様式第 22 号の 2） ※代表者の変更の場合は①の電算用紙も必要 ②許可申請書別紙一＜役員等の一覧表＞ ③誓約書（様式第 6 号） ④登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明）（注） ⑤身分証明書（注） ⑥許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第 12 号） ⑦履歴事項全部証明書（商業登記簿） ※既に役員である者が代表取締役となる場合は③～⑤は不要 ※個人事業主の変更は、変更届ではなく、許可の再申請が必要	
	退任	①変更届出書第一面（様式第 22 号の 2） ②許可申請書別紙一＜役員等の一覧表＞ ③履歴事項全部証明書（商業登記簿）	
5	支配人	①変更届出書第一面（様式第 22 号の 2） ②誓約書（様式第 6 号） ③登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明）（注） ④身分証明書（注） ⑤令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第 11 号） ⑥令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第 13 号） ⑦履歴事項全部証明書（支配人の登記） ※退任の場合は②～⑦は不要	

No.	変更事項	届出書様式及び添付書類	法定 期限
6	廃業 (全廃業、一部廃業)	① 廃業届 (様式第 22 号の 4) ※一部廃業の場合は NO. 9 の届出 (担当業種の変更) も必要	
7	従たる営業所の代表 者(支店長、営業所長)	①変更届出書第一面 (様式第 22 号の 2) ②誓約書 (様式第 6 号) ③登記されていないことの証明書 (成年被後見人、被保佐人とする記 録がないことの証明) (注) ④身分証明書 (注) ⑤建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表 (様式第 11 号) ⑥令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 (様式 第 13 号)	事 実 の 発 生 か ら 2 週 間 以 内
8	常勤役員等(経營業務 の管理責任者等)	①変更届出書第一面 (様式第 22 号の 2) ②常勤役員等(経營業務の管理責任者等) 証明書 (様式第 7 号) ③常勤役員等の略歴書 (様式第 7 号別紙) ④常勤役員等(経營業務の管理責任者等) としての経験年数を確認で きるもの(必要経験年数を確認できる登記事項証明書等) ⑤常勤性を確認できるもの(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決 定通知書の写し等)	
	常勤役員等及び常勤 役員等を直接補佐す る者	①変更届出書第一面 (様式第 22 号の 2) ②常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者の証明書 (様式第 7 号 の 2) ③常勤役員等の略歴書 (様式第 7 号の 2 別紙一) ④常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 (様式第 7 号の 2 別紙二) ⑤組織図 ⑥常勤性を確認できるもの(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決 定通知書の写し等)	
9	営 業 所 技 術 者 等	①変更届出書第一面 (様式第 22 号の 2) ②営業所技術者等証明書 (様式第 8 号) ③保有資格等を証明する次のいずれかの書類 イ 指定学科の卒業証明書+実務経験証明書 (様式第 9 号) ロ 実務経験証明書 (様式第 9 号) ハ 資格証明書・国土交通大臣認定書等の写し (2 級技能検定など合 格後の実務経験が必要なものは実務経験証明書 (様式第 9 号) も必要) ※ 特定建設業の場合、2 級相当の資格者等の場合は、上記に加え、 指導監督の実務経験証明書 (様式第 10 号) が必要 ※ 実務経験の証明者が建設業許可を有していない場合は、業種ご とに必要な経験年数分の工事請負契約書の写し等が必要 ④常勤性を確認できるもの(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決 定通知書の写し等)	
	削除	・交代者有 ①変更届出書第一面 (様式第 22 号の 2) ②営業所技術者等証明書 (様式第 8 号) ・交代者無 ①変更届出書第一面 (様式第 22 号の 2) ②届出書 (様式第 22 号の 3)	
10	健康保険等の 加入状況	①変更届出書第一面 (様式第 22 号の 2) ②健康保険等の加入状況 (様式第 7 号の 3) ③加入状況変更の内容を証する書類 ※変更が従業員数のみである場合においては、決算変更届提出時に併 せて提出	
11	電話番号	①変更届出書第一面 (様式第 22 号の 2)	

(注) 登記されていないことの証明書 (成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明) 及び
身分証明書 (禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。後見の登記の通知を受けていな
い。破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。) については、**届出日前 3 か月以内**
に発行されたものに限ります。

※ **登記されていないことの証明書は、宮崎地方法務局戸籍課** (電話 0985-22-5250) でのみ交付
され、支局では交付されません (申請用紙は備えています)。
なお、郵送での交付請求は、東京法務局民事行政部後見登録課 (電話 03-5213-1360) になります。
※ 市町村長が発行する**身分証明書は、本籍地のある市町村**の住民担当窓口で交付されます。

2 決算変更届

毎事業年度終了後4か月以内に、決算等の届出をする必要があります。

ただし、経営事項審査を受審される場合は、審査期間との関係がありますので、なるべく事業年度終了後3か月以内に、経営事項審査申請書と併せて提出してください。

なお、**決算変更届が未提出の場合は、許可の更新申請を受け付けません。**

提出部数は正本1部、副本2部です**（部数不足は受け付けません）**。

正本・副本はホッチキス留めで提出してください。（郵送での受付はしていません）

提出書類

- ①変更届出書（事業年度終了用のもの）
- ②工事経歴書（様式第2号）
- ③直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）
- ④財務諸表等
 - 《法人》貸借対照表（様式第15号）
 - 損益計算書（様式第16号）
 - 完成工事原価報告書
 - 株主資本等変動計算書（様式第17号）
 - 注記表（様式第17号の2）
 - 事業報告書（様式は任意）※特例有限会社を除く株式会社のみ提出。
 - 附属明細表（様式第17号の3）
 - 法人事業税の納税証明書（納付すべき税額・納付した税額・未納額がわかるもの）
 - 《個人》貸借対照表（様式第18号）
 - 損益計算書（様式第19号）
 - 個人事業税の納税証明書（納付すべき税額・納付した税額・未納額がわかるもの）
- ⑤使用人数（様式第4号）
- ⑥建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）
- ⑦定款
- ⑧健康保険等の加入状況 ※令和2年10月から様式変更あり（様式第7号の3）。
- ※⑤～⑧は変更があった場合のみ添付（⑧は従業員数の変更があった場合のみ）。

3 廃業届

次の場合には、廃業届の提出が必要です。（承継や相続の認可を受けた場合を除く。）

① 建設業をやめる場合

廃業の事由	届出をすべき者
個人事業主の死亡	相続人
法人が合併により消滅	役員であった者
法人が合併又は破産以外の事由により解散	清算人
許可を受けた建設業を廃止（軽微な工事は可能）	法人役員又は個人事業主本人
法人が破産を原因として解散	破産管財人

② 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）や専任技術者が不在となり、許可の要件を満たさなくなった場合

③ 法人が個人成り、又は、個人が法人成りする場合

4 許可証明

許可通知書は再発行しません。また、商号や住所、代表者が変更になっても、新たな通知書は発行しません。

許可通知書を紛失した場合や、新しい商号、代表者名による許可の証明が必要な場合は、本店所在地の土木事務所又は西臼杵支庁で建設業許可証明書を発行しています。

なお、証明書の発行には手数料（収入証紙400円）が必要です。

5 その他

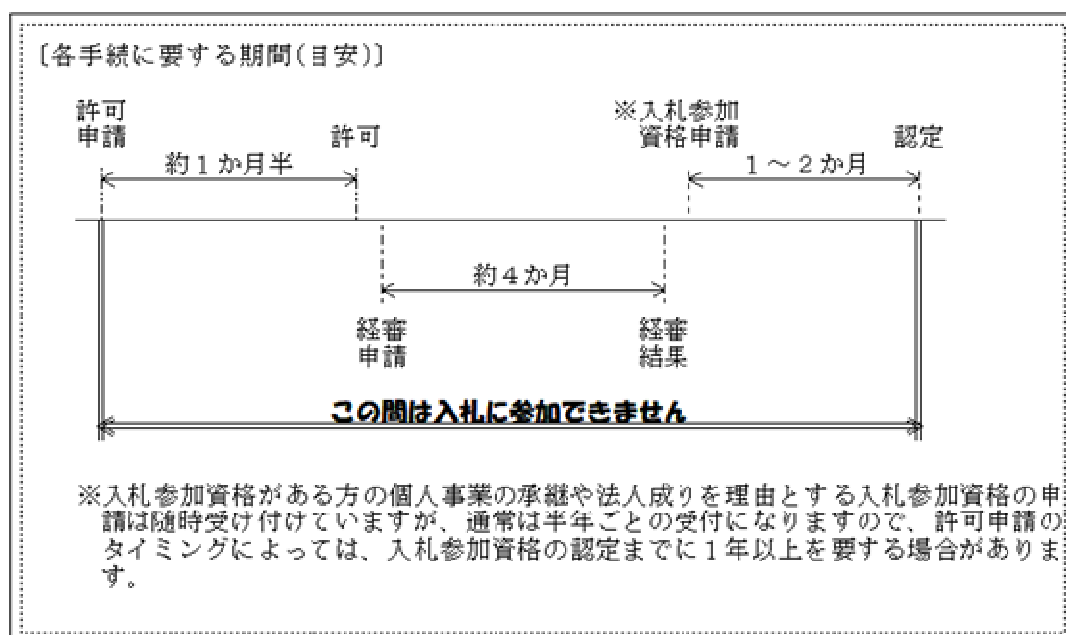
◎「許可」・「経営事項審査」・「入札参加資格」の関係

何らかの理由で「建設業許可」を失った場合、この許可を前提とする県の「入札参加資格」の効力も失われます。

許可を失う主な理由としては、更新を失念したことによる許可切れや、事業休止に伴う廃業届の提出等がありますが、**個人事業の代替わりや法人成りによっても同様に従前の許可を失う（※）ことになりますので、注意が必要です。**

特に、許可を失ってから、新たな経営事項審査結果や入札参加資格を得るまでに、相当程度の期間が必要となることにご注意ください。（この間は公共工事の入札に参加することはできません。）

（※）譲渡及び譲受けの認可を受けた場合を除く。



業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。) ※ P22の「土木一式工事及び建築一式工事について」をご参照ください。		●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ●上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事 ※ P22の「土木一式工事及び建築一式工事について」をご参照ください。		●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	－
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付けける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ●ガラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ●『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具、建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として搬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付けける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」の区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立ててのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
	ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事	ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。
	ホ その他基礎的ないしは準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施エアンカー工事、潜水工事	●「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ●「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ●「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ●トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及びび擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として搬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付けける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法附表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ●屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ●屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	●屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類のによっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水、給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	●「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロア類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ●「給排水に関する施設の建設工事」における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類のによっては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ●建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、スレート張り工事、サイディング工事	●「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ●「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気泡コンクリートパネルも含まれる。 ●『土木・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『土木・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として搬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	●『とび・土エ・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土エ・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ●『とび・土エ・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」は、『鋼構造物工事』に該当する。 ●『とび・土エ・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土エ・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	●『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	●舗装工事と併せて施工されることが多いガーデレード設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』に該当する。 ●人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けけるものは『舗装工事』に該当する。
しゅんせつ工事 板金工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	しゅんせつ工事 板金加工取付け工事、建築板金工事	●『建築板金工事』とは、建築物の内外装として板金をはり付けける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をぶき材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ぶき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ぶき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	●下地調整工事及びフラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付けける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	●『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土エ・コンクリート工事』に該当する。
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によつて防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーベット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	●「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ●「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目指すような工事は含まれない。 ●「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類のによっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ●「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ●「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれ公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍・冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、フレタン吹付け断熱工事	—
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	●既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類のによっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法附表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	●「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ●「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ●「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ●「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ●「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	—
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	—
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	●上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ・し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難梯又は排煙設備の設置工事	●「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	●公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。 ●し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	●それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

◎建設工事に該当しない業務の例

- ・樹木の剪定、街路樹の枝払い
- ・道路（河川）維持業務における草刈り、路面清掃、側溝清掃、降灰除去作業
- ・設備関係の保守・点検を主体とする業務
- ・地質調査（ボーリング調査を含む）、測量調査
- ・建売分譲住宅の販売
- ・自動車、船舶への機械取付
- ・自社社屋等を自ら施工した工事

◎「解体工事業」の追加

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、「解体工事業」が新たな業種として追加され、平成28年6月1日に施行された。

土木一式工事及び建築一式工事について

◎ 一式工事とは、原則として、以下の工事をいいます。

- | |
|---|
| ① <u>総合的な企画、指導、調整の下に土木工作物又は建築物を建設する工事</u>
→ 元請業者に求められる役割であり、基本的に、下請工事は該当しない |
| ② <u>大規模かつ複雑で、専門工事では施工困難な建設工事</u>
→ 小規模な建設工事は含まない |
| ③ <u>複数の専門工事を組み合わせて施工する建設工事</u>
→ 附帯工事は含まない
また、個別無関係の工事の組み合わせは含まない（屋根と内装など） |

◇ 一式工事に該当する工事の例

土木一式工事 ○ 道路工事、護岸工事、橋梁工事、下水道本管敷設工事 ○ 住宅団地、工場敷地等の大規模な造成工事（土工、敷地内道路、舗装、上下水道などを一体で請け負うもの）
建築一式工事 ○ 建築物の新築、増築、改築工事 ○ 既存建築物の内部を全面的に改造、改修する工事

◆ 一式工事に該当しない工事の例（※複数の業種を含む場合は、金額の大きいものに分類）

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ▽ 個人住宅の造成、基礎、擁壁、外構工事 | → とび・土工・コンクリート工事 |
| ▽ 駐車場造成工事 | → とび 又は 舗装工事 |
| ▽ 小規模リフォーム工事 | → 大工 又は 内装仕上工事 等 |
| ▽ 外壁工事（スレート、サイディング工事） | → タイル・れんが・ブロック工事 |
| ▽ 小規模な車庫、倉庫等の建築工事 | → とび 又は 大工工事 等 |

※ 土木一式工事であれば土木系、建築一式工事であれば建築系の全ての業種を請け負える訳ではなく、それぞれ専門業種ごとに許可が必要です。

例）土木一式工事の許可を有しており、とび・土工の許可を有していない場合は、とび・土工の工事は請け負うことができません。

注意！

- | |
|---|
| ○ 下請工事が一式工事と認められるためには、その工事について下請業者が総合的な企画、指導、調整を行っていることが必要ですが、この場合、元請業者が一括下請違反と見なされることがあります。 |
| ○ 一式工事の許可のみを有している建設業者が、500万円以上の専門工事を下請けとして請け負った場合は、無許可営業になります。 |

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 1 / 3

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

「7#」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験3年）

「7○」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験5年）

	コード	資格区分		建設業の種類																															
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	国	井	具	水	消	清	解			
	01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士		7				7							7																				
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）		7				7							7																				
	13	1級土木施工管理技士（注1）		7			7#	7	7	7#			7#	7	7#	7	7			7	7#		7#		7#		7#		7	7#	7	7#	7		
	1H	1級土木施工管理技士補					7#	7#	7#	7#			7#	7#	7#	7#			7#	7#		7#		7#		7#		7#		7#	7#	7#	7#		
	14	2級土木施工管理技士（注1）		種別	土	木	7		7○	7	7	7○		7○	7	7○	7	7		7○	7○		7○		7○		7○		7○		7	7○	7	7○	
	1J	2級土木施工管理技士補			土	木			7○	7○	7○	7○		7○	7○	7○	7○		7○	7○		7○		7○		7○		7○		7○		7○	7○		
	15	2級土木施工管理技士			鋼構造物塗装				7○	7○	7○	7○		7○	7○	7○	7○		7	7○		7○		7○		7○		7○		7○		7○	7○		
	1K	2級土木施工管理技士補			鋼構造物塗装				7○	7○	7○	7○		7○	7○	7○	7○		7○	7○		7○		7○		7○		7○		7○		7○	7○		
	16	2級土木施工管理技士			薬液注入				7○	7	7○	7○		7○	7○	7○	7○		7○	7○		7○		7○		7○		7○		7○		7○	7○		
	1L	2級土木施工管理技士補			薬液注入				7○	7○	7○	7○		7○	7○	7○	7○		7○	7○		7○		7○		7○		7○		7○		7○	7○		
	20	1級建築施工管理技士（注1）					7	7	7	7	7	7		7	7	7			7	7	7	7	7	7#	7				7	7#	7#	7#	7	7	
	2C	1級建築施工管理技士補						7#	7#	7#	7#	7#		7#	7#	7#	7#		7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#				7#	7#	7#	7#	7#	7#	
	21	2級建築施工管理技士（注1）		種別	建	築	7	7○	7○	7○	7○	7○		7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7	7	
	22				軀 体				7	7○	7	7○	7○		7	7	7			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7	7
	23				仕 上 げ				7	7	7○	7	7		7	7○			7	7	7	7	7	7○	7					7	7○	7○	7○	7○	7
	2D	2級建築施工管理技士補						7○	7○	7○	7○	7○		7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	
	27	1級電気工事施工管理技士									7											7#									7#				
	2E	1級電気工事施工管理技士補																				7#									7#				
	28	2級電気工事施工管理技士									7											7○									7○				
	2F	2級電気工事施工管理技士補																				7○									7○				
	29	1級管工事施工管理技士										7		7#	7#	7#	7#					7#	7#		7#	7#		7#	7#	7#	7#	7#	7#		
	2G	1級管工事施工管理技士補														7#	7#	7#	7#			7#	7#		7#	7#		7#	7#	7#	7#	7#	7#		
	30	2級管工事施工管理技士											7		7○	7○	7○	7○				7○	7○		7○	7○		7○	7○	7○	7○	7○	7○		
	3A	2級管工事施工管理技士補													7○	7○	7○	7○				7○	7○		7○	7○		7○	7○	7○	7○	7○	7○		
	31	1級電気通信工事施工管理技士																								7									
	32	2級電気通信工事施工管理技士																								7									
	33	1級造園施工管理技士						7#	7#	7#	7#		7#	7#	7#	7#						7#	7#		7#		7	7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	
	3D	1級造園施工管理技士補						7#	7#	7#	7#		7#	7#	7#	7#						7#	7#		7#		7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	
	34	2級造園施工管理技士						7○	7○	7○	7○		7○	7○	7○	7○						7○	7○		7○		7	7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	
	3E	2級造園施工管理技士補						7○	7○	7○	7○		7○	7○	7○	7○						7○	7○		7○		7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○	
建築士法	37	1級建築士			7	7			7			7	7								7														
	38	2級建築士			7	7			7			7									7														
	39	木造建築士				7																													
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）（注1）		7				7				7				7	7										7					7			
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（注1）		7				7				7				7	7										7					7			
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		7				7																											
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）										7														7									
	45	機械・総合技術監理（機械）																									7								
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）												7													7								
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）												7																	7				
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）													7															7		7			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		7				7																											
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																												7					
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		7				7																						7					
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）												7																					
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）													7																7				
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）													7																7		7		
電気工事士法	55	第1種電気工事士											7																						
	56	第2種電気工事士【3年】												7																					
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】											7																						
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者【5年】																									7								
	35	工事担任者【3年】																										7							
水道法	65	給水装置工事主任技術者【1年】											7																						
消防法	68	甲種 消防設備士																													7				
	69	乙種 消防設備士																														7			
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	国	井	具	水	消	清	解			

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業）2／3

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合、各等級の業務を兼修する。但し、平成16年4月1日施行の改正法は未施行に。	71	建築大工		7																										
	64	型枠施工		7		7																								
	72	左官			7																									
	57	とび・とび工				7																							7	
	73	コンクリート圧送施工				7																								
	66	ウェルポイント施工				7																								
	74	冷凍空調和機器施工 ・ 空調和設備配管								7																				
	75	給排水衛生設備配管								7																				
	76	配管（注2）・配管工								7																				
	70	建築板金「ダクト板金作業」					7			7							7													
	77	タイル張り・タイル張り工									7																			
	78	窯炉・窯炉工・ れんが積み									7																			
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7				7																			
	80	石工・石材施工・石積み					7																							
	81	鉄工（注3）・製罐										7																		
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注4）											7																	
	83	工場板金																7												
	84	板金・建築板金・板金工（注5）						7										7												
	85	板金・板金工・打出し板金																7												
	86	かわらぶき・スレート施工						7																						
	87	ガラス施工																	7											
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	7											
	89	建築塗装・建築塗装工																	7											
	90	金属塗装・金属塗装工																	7											
	91	噴霧塗装																	7											
	67	路面標示施工																	7											
	92	畳製作・畳工																			7									
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			7									
	94	熱絶縁施工																				7								
	95	建具製作・建具工・木工（注6）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									7			
	96	造園																							7					
	97	防水施工																	7											
	98	さく井																									7			
36	61	地すべり防止工事				7																					7			
	40	基礎ぐい工事				7																					7			
	62	建築設備士							7	7																				
	63	計装							7	7																				
	60	解体工事																											7	
	基幹技能者	種目	登録電気工事基幹技能者						7														7							
			登録橋梁基幹技能者				7						7																	
			登録造園基幹技能者																							7				
			登録コンクリート圧送基幹技能者				7																							
			登録防水基幹技能者																	7										
登録トンネル基幹技能者						7																								
登録建設塗装基幹技能者																			7											
登録左官基幹技能者						7																								
登録機械土工基幹技能者							7																							
登録海上起重基幹技能者																		7												
登録PC基幹技能者							7							7																
登録鉄筋基幹技能者														7																
登録圧接基幹技能者														7																
登録型枠基幹技能者						7																								
登録配管基幹技能者														7																
登録高・土工基幹技能者							7																							
登録切断穿孔基幹技能者							7																							
登録内装仕上工事基幹技能者																						7								
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									7					
登録エクステリア基幹技能者					7	7					7																			
登録建築板金基幹技能者							7									7														
登録外壁仕上基幹技能者					7												7	7												
登録ダクト基幹技能者												7																		
登録保温保冷基幹技能者																						7								
登録グラウト基幹技能者						7																								
登録冷凍空調基幹技能者												7																		
登録運動施設基幹技能者														7											7					
		登録基礎工基幹技能者				7																								

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 3 / 3

コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
36	基幹技能者	種目	登録タイル張り基幹技能者								7																					
			登録標識・路面標示基幹技能者				7											7														
			登録消火設備基幹技能者																										7			
			登録建築大工基幹技能者			7																										
			登録硝子工事基幹技能者																7													
			登録建築測量基幹技能者			7																										
			登録発破・破砕基幹技能者					7																								
			登録ウレタン断熱基幹技能者																			7										
			登録解体基幹技能者																												7	
			登録土工基幹技能者					7																								
			登録ALC基幹技能者										7																			
			登録圧入土工基幹技能者						7																							
			登録送電線工事基幹技能者						7		7																					
			登録さく井基幹技能者																									7				
			登録あと施工アンカー基幹技能者						7																							
			登録計装基幹技能者								7	7											7		7							
			登録土質改良基幹技能者						7																							
登録都市トンネル基幹技能者						7																										
登録潜函基幹技能者						7																										
登録道路等法面保護基幹技能者						7																										
登録斜面防災基幹技能者						7																				7						
登録石材施工基幹技能者							7																									
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

備考
・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- (注1) 解体工事業で、以下の資格に該当する方は、①解体工事に関する1年以上の実務経験、もしくは、②登録解体工事講習（平成28年8月以降の講習）のいずれかが必要です。
- (イ) 平成27年度までに以下の資格に合格した者（平成28年以降の合格者は該当しません。）
- ・1級土木施工管理技士（コード：13）
 - ・2級土木施工管理技士（コード：14）
 - ・1級建築施工管理技士（コード：20）
 - ・2級建築施工管理技士（建築）（コード：21）
 - ・2級建築施工管理技士（躯体）（コード：22）
- (ロ) 技術士法による以下の部門に合格した者
- ・建設・総合技術監理（コード：41）
 - ・建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（コード：42）
- (注2) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注4) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注5) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注6) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 1 / 3

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）
 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）
 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋2年以上の指導監督の実務経験）
 「8≡」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験3年＋2年以上の指導監督の実務経験）
 「8○」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験5年＋2年以上の指導監督の実務経験）
 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	国	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5		5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3		3											3					
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6		6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
建設業法（技術検定）	11 1級建設機械施工管理技士	9				9							9																	
	12 2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）					8																								
	13 1級土木施工管理技士（注1）	9		8≡	9	9	8≡			8≡	9	8≡	9	9			9	8≡		8≡		8≡		8≡		8≡	9	8≡	9	
	1H 1級土木施工管理技士補			8≡	8≡	8≡	8≡			8≡		8≡	8≡	8≡		8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡
	14 2級土木施工管理技士（注1）			8○	8○	8○	8○			8○		8○	8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○
	1J 2級土木施工管理技士補			8○	8○	8○	8○			8○		8○	8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○
	15 2級土木施工管理技士			8○	8○	8○	8○			8○		8○	8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○
	1K 2級土木施工管理技士補			8○	8○	8○	8○			8○		8○	8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○
	16 2級土木施工管理技士			8○	8○	8○	8○			8○		8○	8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○
	1L 2級土木施工管理技士補			8○	8○	8○	8○			8○		8○	8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○
	20 1級建築施工管理技士（注1）	9	9	9	9	9	9			9	9	9		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9			9	8≡	8≡	9	
	2C 1級建築施工管理技士補			8≡	8≡	8≡	8≡	8≡		8≡	8≡		8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡			8≡	8≡	8≡	8≡	8≡
	21 2級建築施工管理技士（注1）			8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○
	22 2級建築施工管理技士補			8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○
	23 2級建築施工管理技士補			8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○
	2D 2級建築施工管理技士補			8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○
	27 1級電気工事施工管理技士								9												8≡							8≡		
	2E 1級電気工事施工管理技士補																				8≡							8≡		
	28 2級電気工事施工管理技士																				8○							8○		
	2F 2級電気工事施工管理技士補																				8○							8○		
	29 1級管工事施工管理技士								9			8≡	8≡	8≡							8≡	8≡		8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡
	2G 1級管工事施工管理技士補											8≡	8≡	8≡							8≡	8≡		8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡
	30 2級管工事施工管理技士											8○	8○	8○							8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○
	3A 2級管工事施工管理技士補											8○	8○	8○							8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○
	31 1級電気通信工事施工管理技士																						9							
	32 2級電気通信工事施工管理技士																						8							
	33 1級造園施工管理技士			8≡	8≡	8≡	8≡			8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	9	8≡	8≡	8≡	8≡	8≡	
	3D 1級造園施工管理技士補			8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○	
	34 2級造園施工管理技士			8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○	
	3E 2級造園施工管理技士補			8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○	
	建築士法	37 1級建築士	9	9			9			9	9										9									
		38 2級建築士			8			8		8											8									
		39 木造建築士			8																									
技術士法	41 建設・総合技術監理（建設）（注1）	9				9			9				9	9										9					9	
	42 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（注1）	9				9			9			9	9	9										9					9	
	43 農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9				9																								
	44 電気電子・総合技術監理（電気電子）								9													9								
	45 機械・総合技術監理（機械）																				9									
	46 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）								9												9									
	47 上下水道・総合技術監理（上下水道）								9																		9			
	48 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）								9																9	9				
	49 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9				9								9																
	50 森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							9						
	51 森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9				9																		9						
	52 衛生工学・総合技術監理（衛生工学）								9																					
	53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）								9																		9			
	54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）								9																		9	9		
電気工事士法	55 第1種電気工事士																													
	56 第2種電気工事士 {3年}																													
電気事業法	58 電気主任技術者（第1種～第3種） {5年}																													
	59 電気通信主任技術者 {5年}																							8						
電気通信事業法	35 工事担任者 {3年}																							8						

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 2 / 3

		コード	資格区分	建設業の種類																													
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	溝	解	
水 道 法	65	給水装置工事主任技術者		【1年】																													
消 防 法	68	甲種 消防設備士																												8			
	69	乙種 消防設備士																												8			
職業能力開発促進法	71	建築大工					8																										
	64	型枠施工					8		8																								
	72	左官						8																									
	57	とび・とび工						8																								8	
	73	コンクリート圧送施工							8																								
	66	ウェルポイント施工							8																								
	74	冷凍空調機器施工・空調設備配管																															
	75	給排水衛生設備配管																															
	76	配管（注2）・配管工																															
	70	建築板金「ダクト板金作業」								8								8															
	77	タイル張り・タイル張り工										8																					
	78	築炉・築炉工・れんが積み										8																					
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工									8		8																				
	80	石工・石材施工・石積み								8																							
	81	鉄工（注3）・製罐																															
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注4）												8																			
	83	工場板金																8															
	84	板金・建築板金・板金工（注5）									8								8														
	85	板金・板金工・打出し板金																	8														
	86	かわらぶき・スレート施工									8																						
	87	ガラス施工																	8														
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																		8													
	89	建築塗装・建築塗装工																		8													
	90	金属塗装・金属塗装工																		8													
	91	噴霧塗装																		8													
	67	路面標示施工																		8													
	92	畳製作・畳工																				8											
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																				8											
	94	熱絶縁施工																					8										
	95	建具製作・建具工・木工（注6）・カーテンウォール施工・サッシ施工																											8				
	96	造園																															
	97	防水施工																		8													
	98	さく井																										8					
36	61	地すべり防止工事		【1年】				8																			8						
	40	基礎ぐい工事							8																								
	62	建築設備士		【1年】																													
	63	計装		【1年】																													
	60	解体工事																														8	
	基幹技能者	種目	登録電気工事基幹技能者																				8										
			登録橋梁基幹技能者						8																								
			登録造園基幹技能者							8																							
			登録コンクリート圧送基幹技能者							8																							
			登録防水基幹技能者																		8												
			登録トンネル基幹技能者							8																							
			登録建設塗装基幹技能者																			8											
			登録左官基幹技能者							8																							
			登録機械土工基幹技能者								8																						
			登録海上起重基幹技能者															8															
			登録PC基幹技能者								8					8																	
			登録鉄筋基幹技能者													8																	
			登録圧接基幹技能者													8																	
			登録型枠基幹技能者								8																						
			登録配管基幹技能者																														
			登録嵩・土工基幹技能者																														
			登録切断穿孔基幹技能者																														
			登録内装仕上工事基幹技能者																					8									
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																											8					

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 3 / 3

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
36	基幹技能者 種目	登録エクステリア基幹技能者				8	8				8																			
		登録建築板金基幹技能者						8								8														
		登録外壁仕上基幹技能者				8												8	8											
		登録ダクト基幹技能者																					8							
		登録保温保冷基幹技能者																					8							
		登録グラウト基幹技能者					8																							
		登録冷凍空調基幹技能者																												
		登録運動施設基幹技能者					8																							
		登録基礎工基幹技能者					8																							
		登録タイル張り基幹技能者										8																		
		登録標識・路面標示基幹技能者						8											8											
		登録消火設備基幹技能者																											8	
		登録建築大工基幹技能者				8																								
		登録硝子工事基幹技能者																8												
		登録建築測量基幹技能者				8																								
		登録発破・破砕基幹技能者						8																						
		登録ウレタン断熱基幹技能者																						8						
		登録解体基幹技能者																												8
		登録土工基幹技能者							8																					
		登録ALC基幹技能者											8																	
		登録圧入工基幹技能者							8																					
		登録送電線工事基幹技能者							8			8																		
		登録さく井基幹技能者																									8			
		登録あと施工アンカー基幹技能者							8																					
		登録計装基幹技能者																					8		8					
		登録土質改良基幹技能者								8																				
		登録都市トンネル基幹技能者								8																				
		登録潜函基幹技能者									8																			
		登録道路等法面保護基幹技能者								8																				
		登録斜面防災基幹技能者								8																	8			
		登録石材施工基幹技能者									8																			
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）			8	8	8	8	8		8		8		8	8	8	8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

（注1） 解体工事業で、以下の資格に該当する方は、①解体工事にに関する1年以上の実務経験、もしくは、②登録解体工事講習（平成28年8月以降の講習のいずれかが必要です。

（イ）平成27年度までに以下の資格に合格した者（平成28年以降の合格者は該当しません。）

- ・1級土木施工管理技士（コード：13）
- ・2級土木施工管理技士（コード：14）
- ・1級建築施工管理技士（コード：20）
- ・2級建築施工管理技士（建築）（コード：21）
- ・2級建築施工管理技士（躯体）（コード：22）

（ロ）技術士法による以下の部門に合格した者

- ・建設・総合技術監理（コード：41）
- ・建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（コード：42）

（注2） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注3） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注4） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注5） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注6） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

技術検定合格者の実務経験の要件緩和（令和５年７月１日施行）

技術検定合格者を指定学科卒業者と同等と見なし、技術検定合格後に一定期間の実務経験があれば、営業所技術者等として認められることとなりました。

１級の第一次検定又は第二次検定合格者は合格後３年（下記の表に掲げる種目に対応する大学指定学科卒業者と同等）、**２級の第一次検定又は第二次検定合格者は合格後５年**（下記の表に掲げる種目に対応する高校指定学科卒業者と同等）の実務経験があれば営業所技術者になることができます。ただし、**指定建設業及び電気通信工事業には適用されません**のでご注意ください。

特定建設業許可の営業所技術者及び建設工事に配置する主任技術者・監理技術者についても同様の取扱いとなります。

なお、技術検定合格後の実務経験には、新たな有資格コードが設定されていますので、有資格コード一覧をご確認ください。

※ 指定建設業には、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造工事業、舗装工事業、造園工事業の７業種が該当します。

（改正前）

学 歴	実務経験
大学、短大等（指定学科）	卒業後３年
高等学校（指定学科）	卒業後５年
上記以外	１０年



（改正後）

学 歴 等		実務経験	技術検定種目と対応する指定学科	
学 歴	大学、短大等（指定学科）	卒業後３年		
	高等学校（指定学科）	卒業後５年		
技士補 ・技士	１級１次・２次検定 合格（対応種目）	合格後３年	土木施工管理 造園施工管理	土木工学
	２級１次・２次検定 合格（対応種目）	合格後５年	建築施工管理 電気工事施工管理	
上記以外		１０年	管工事施工管理	機械工学

【機械器具設置工事業における例（改正前後の比較）】※一般建設業許可の営業所技術者の場合

＜改正前＞ 建築学・機械工学・電気工学に関する学科（指定学科）の卒業者以外は１０年の実務経験が必要

＜改正後＞ 指定学科の卒業者以外でも、建築・電気工事・管工事施工管理技術検定の合格により、１級の場合は合格後３年、２級の場合は５年の実務経験に短縮できる

表 建設業の種類別指定学科

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科